

議案第 13 号

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について

橋本市手数料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 5 年 11 月 27 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市手数料条例の一部を改正する条例

橋本市手数料条例(平成 18 年橋本市条例第 75 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(事務の種類及び金額)</p> <p>第 2 条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 住民票又は除かれた住民票の写しの交付 1 件につき 300 円</p> <p>(9)～(13) 略</p> <p>(14) 印鑑に関する証明 1 件につき 300 円</p> <p>(15)～(53) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(事務の種類及び金額)</p> <p>第 2 条 手数料を徴収する事務の種類及びその金額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 住民票又は除かれた住民票の写しの交付 1 件につき 300 円 ただし、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された市又は民間事業者が設置する端末機で、自動的に証明書等を交付するものをいう。以下同じ。)による申請に基づく交付を受けた場合にあっては、1 件につき 200 円とする。</p> <p>(9)～(13) 略</p> <p>(14) 印鑑に関する証明 1 件につき 300 円 ただし、多機能端末機による申請に基づく交付を受けた場合にあっては、1 件につき 200 円とする。</p> <p>(15)～(53) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。